

経済産業省

20120919 商局第 15 号

ガス保安功労者経済産業大臣表彰実施要領細則を次のように定める。

平成 24 年 9 月 19 日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 豊永 厚志

ガス保安功労者経済産業大臣表彰実施要領細則

1. 上申時期

産業保安監督部長は、ガス保安功労者経済産業大臣表彰（以下「大臣表彰」という。）の対象者を商務流通保安審議官に上申するに当たっては、毎年度 7 月 31 日までに上申予定数（各対象区分別）の登録を行い、8 月 31 日までに必要書類を提出しなければならない。

2. 上申基準

産業保安監督部長は、大臣表彰の対象者を推薦するに当たり、大臣表彰の対象者としてふさわしい者を選ばなければならない。

3. 上申時の提出書類

(1) 上申書総括表

別添様式第 1 による。

(2) 推薦書

様式自由・A 4 縦に原則 1 枚とする。

ただし、(3) と 1 つにまとめてもよい。

(3) 推薦事由書

様式自由・A 4 縦に原則 1 枚とする。

ガス保安功労者産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び那覇産業保安事務所長を含む。）表彰（原子力安全・保安院長表彰、通商産業局長表彰及び経済産業局長表彰を含む。以下「産業保安監督部長表彰」という。）等の時に当該候補者を推薦したすべての団体等の名称及び時期を記入する。

また、産業保安監督部長（各支部長及び那覇産業保安事務所長を含む。以下

同じ。)が自ら推薦した場合、その経緯も記入する。

(4) 調査書

別添様式第2、第3、第4又は第5による。

(5) 審査調書

別添様式第6による。

(6) その他

特別の功績や事由等がある場合は適宜参考資料を添付することができるものとする。

4. 上申に当たっての留意事項

(1) 産業保安監督部長は、ガス工事業者の営業所の部の表彰対象者を上申するに当たっては、ガス工事とその他の工事(上下水道工事等)との比率(売上又は受注量)において、ガス工事の比率の高い事業者を優先的に選定しなければならない。

(2) 産業保安監督部長は、団体の部の表彰対象者を上申するに当たっては、団体名及び構成員名(個人名又は会社名など)を記載しなければならない(個人名の後に括弧書きで当該個人の属する会社名を示す。)。ただし、構成員が10名以上となる場合は会社名とする。

(3) 産業保安監督部長は当該年度の全体数等の状況により、上申件数を適宜調整することができる。

(4) 産業保安監督部長表彰受賞後2年以上経過した者を上申の対象とする。ただし、特段の事由(災害、重大事故及びガス保安に係る研究等により顕著な功績)がある場合は、当該年度又は産業保安監督部長表彰後1年での大臣表彰を行えるものとする。

なお、特に当該年度に大臣表彰の上申を行う場合、10月までに産業保安監督部長表彰を行わなければならない。

(5) 商務流通保安審議官は、次の者を表彰候補者として産業保安監督部長及びガス関係団体等から推薦を受けることができるものとする。

- ① 被表彰者の功績が全国的なもの
- ② 一の産業保安監督部の管轄区域にないもの
- ③ 緊急に表彰を必要とするもの
- ④ 直接大臣表彰を受賞したほうが良いと思われるもの

5. 選考基準の詳細について

経年管対策についての選考方法は以下のとおりとする。

イ. 選考対象の事業者間における灯外内管について、平成15年度末時点の数量を基準にした削減率(a)及び残存率(b)の比較により行う。

a. 削減率(%)

平成15年度末時点における未対策経年管本数に対する平成15年度末時点から最新年度末時点までに削減した未対策経年管本数の割合

b. 残存率(%)

平成15年度末時点において管理したすべての灯外内管本数に対する
最新年度末時点における未対策経年管本数の割合

- ロ. イにおいて表彰の対象とした事業者等について、次の項目を確認した上で、本表彰制度の趣旨に鑑み、中堅・中小事業者を優先的に選定しなければならない。
- a. 会社概要
 - b. (簡易ガス事業者の場合) 保有団地数と経年管調査対象の団地数
 - c. 需要家総数
 - d. 導管延長
 - e. 供給管・灯外内管の状況(管種、本数)
 - f. 供給管・灯外内管の防食、劣化対策状況
 - g. 過去の受賞歴の有無、直近の詳細事故の有無
 - h. 支部理事会社か否か
 - i. 現行保安基準の遵守状況、立入検査での指摘状況
 - j. その他(雇用促進住宅の割合等)

附 則

- 1 この細則は、平成24年9月19日から施行する。
- 2 ガス保安功労者経済産業大臣表彰実施要領細則(内規)(平成17・05・20原第30号)は、廃止する。
- 3 この規程の施行前にガス保安功労者経済産業大臣表彰実施要領細則(内規)(平成17・05・20原第30号)の規定により表彰の推薦、審査又は決定を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(20140501商局第1号)

この細則は、平成26年6月17日から施行する。